

# 熊本県公報

号外 第 9 号  
平成 16 年 3 月 12 日 (金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

- 条 例**
- 天草郡大矢野町、同郡松島町、同郡姫戸町及び同郡龍ヶ岳町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例……………(市町村総室) 1
  - 熊本県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例……………(政策調整課) 1

### 本号で公布された条例のあらまし

- ◇天草郡大矢野町、同郡松島町、同郡姫戸町及び同郡龍ヶ岳町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例  
平成 16 年 3 月 31 日に天草郡大矢野町、同郡松島町、同郡姫戸町及び同郡龍ヶ岳町が合併することに伴い、上天草市並びに天草郡有明町、同郡御所浦町、同郡倉岳町及び同郡栖本町の区域に係る熊本県議会議員の選挙区については、市町村の合併の特例に関する法律第 15 条第 1 項の規定により、特例を定めることとした。
- ◇熊本県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例  
地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づき、県行政に係る基本的な計画の策定等について議会の議決すべき事件とすることとした。

### 条 例

天草郡大矢野町、同郡松島町、同郡姫戸町及び同郡龍ヶ岳町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例をここに公布する。  
平成 16 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県条例第 34 号

天草郡大矢野町、同郡松島町、同郡姫戸町及び同郡龍ヶ岳町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例  
平成 16 年 3 月 31 日天草郡大矢野町、同郡松島町、同郡姫戸町及び同郡龍ヶ岳町を廃し、その区域をもって上天草市を設置することに伴う上天草市並びに天草郡有明町、同郡御所浦町、同郡倉岳町及び同郡栖本町の区域に係る熊本県議会議員の選挙区は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 15 条第 1 項の規定により、同日から同日以後初めて行われる一般選挙により選挙される熊本県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成 16 年 3 月 31 日から施行する。
- 2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）後初めて熊本県議会議員の一般選挙が行われる日までに、施行日後に行われる市町村の合併により郡市の区域に変更を生ずる場合には、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする。

熊本県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例をここに公布する。  
平成 16 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県条例第 35 号

熊本県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例  
(目的)

第 1 条 この条例は、県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件とすることにより、計画の策定段階から議会が積極的に役割を果たし、もって、議会と知事その他の

執行機関が県民に対する責任を共に担いながら、わかりやすく、自主性に富んだ県行政を推進することを目的とする。

(議決すべき計画)

第2条 県行政に係る計画(その策定手続が法令又は他の条例の規定により定められているものを除く。)のうち次に掲げるものを策定し、又は変更することについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件とする。

(1) 県行政全般に係る基本的な考え方を示すとともに、目標を設定し、その達成のための施策、事業その他の手法を総合的かつ体系的に定める計画

(2) 県行政の各分野における基本的な考え方を示すとともに、目標を設定し、その達成のための施策、事業その他の手法を体系的に定める計画(特定の地域を対象とするものを除く。)であって、計画期間が5年以上であるもの

(議会の議決)

第3条 知事その他の執行機関は、前条各号に掲げる計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。ただし、変更の内容が軽微であるときは、この限りでない。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行し、同日以降に策定される計画の策定又は変更について適用する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている計画のうち次に掲げるものを変更しようとするときは、当該計画はこの条例の施行の日に策定されたものとみなし、第3条の規定を適用する。

(1) 熊本県総合計画 パートナースhip 21 くまもと

(2) 熊本県科学技術振興指針

(3) 熊本県総合情報通信高度化プラン

(4) 熊本県水資源総合計画

(5) 熊本県高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進計画

(6) くまもと21ヘルスプラン

(7) くまもと子ども未来プラン

(8) 「人権教育のための国連10年」熊本県行動計画

(9) 熊本県小売商業振興指針

(10) 熊本県工業振興ビジョン

(11) 熊本県労働行政プラン

(12) 熊本県農業計画

(13) 熊本県森林・林業・木材産業基本計画

(14) 熊本県水産業振興基本構想21

(15) 熊本県景観整備基本計画

(16) 熊本県就学前教育振興「肥後っ子がやきプラン」

(17) くまもと青少年プラン

(熊本県環境基本条例の一部改正)

3 熊本県環境基本条例(平成2年熊本県条例第49号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「及び基本計画」を削り、同条に次の1項を加える。

4 基本計画は、熊本県環境審議会の意見を聴くとともに、議会の議決を経て定めなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。